

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公開番号】特開2006-51337(P2006-51337A)

【公開日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2006-008

【出願番号】特願2005-195385(P2005-195385)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月23日(2008.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1始動口及び第2始動口と、

前記第1始動口に遊技球が進入したことに起因して当たり外れの判定(以下、「第1当否判定」)を行う第1判定手段と、

該第1判定手段による第1当否判定の結果を変動表示後に確定表示される第1特別図柄で表示する第1特別図柄表示手段と、

該第1特別図柄表示手段による前記第1特別図柄の表示と同調的に制御される第1疑似図柄を変動表示する第1疑似図柄表示手段と、

前記第1判定手段による第1当否判定が当たりであると、前記第1当否判定の結果の確定表示後に遊技者に有利な特別遊技を行う第1特別遊技実行手段と、

前記第2始動口に遊技球が進入したことに起因して当たり外れの判定(以下、「第2当否判定」)を行う第2判定手段と、

該第2判定手段による第2当否判定の結果を変動表示後に確定表示される第2特別図柄で表示する第2特別図柄表示手段と、

該第2特別図柄表示手段による前記第2特別図柄の表示と同調的に制御される第2疑似図柄を変動表示する第2疑似図柄表示手段と、

前記第2判定手段による第2当否判定が当たりであると、前記第2当否判定の結果の確定表示後に遊技者に有利な特別遊技を行う第2特別遊技実行手段と、を備え、

前記第1特別遊技実行手段により特別遊技を行うときに、前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時を中断し、前記第1特別遊技実行手段により行われる特別遊技の終了後に前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時を再開するよう構成し、

前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時の中断時であっても、前記第2疑似図柄表示手段による前記第2疑似図柄の変動表示は継続させ、前記第2疑似図柄の変動表示を縮小表示すると共に、前記第1特別遊技実行手段により行われる特別遊技をサポートする情報を表示することを特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0005】**

請求項1記載の弾球遊技機は、

第1始動口及び第2始動口と、

前記第1始動口に遊技球が進入したことに起因して当たり外れの判定（以下、「第1当否判定」）を行う第1判定手段と、

該第1判定手段による第1当否判定の結果を変動表示後に確定表示される第1特別図柄で表示する第1特別図柄表示手段と、

該第1特別図柄表示手段による前記第1特別図柄の表示と同調的に制御される第1疑似図柄を変動表示する第1疑似図柄表示手段と、

前記第1判定手段による第1当否判定が当たりであると、前記第1当否判定の結果の確定表示後に遊技者に有利な特別遊技を行う第1特別遊技実行手段と、

前記第2始動口に遊技球が進入したことに起因して当たり外れの判定（以下、「第2当否判定」）を行う第2判定手段と、

該第2判定手段による第2当否判定の結果を変動表示後に確定表示される第2特別図柄で表示する第2特別図柄表示手段と、

該第2特別図柄表示手段による前記第2特別図柄の表示と同調的に制御される第2疑似図柄を変動表示する第2疑似図柄表示手段と、

前記第2判定手段による第2当否判定が当たりであると、前記第2当否判定の結果の確定表示後に遊技者に有利な特別遊技を行う第2特別遊技実行手段と、を備え、

前記第1特別遊技実行手段により特別遊技を行うときに、前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時を中断し、前記第1特別遊技実行手段により行われる特別遊技の終了後に前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時を再開するよう構成し、

前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時の中断時であっても、前記第2疑似図柄表示手段による前記第2疑似図柄の変動表示は継続させ、前記第2疑似図柄の変動表示を縮小表示すると共に、前記第1特別遊技実行手段により行われる特別遊技をサポートする情報を表示することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、前記第2当否判定の結果の変動表示に関する経過計時の中断時であっても、前記第2疑似図柄表示手段による前記第2疑似図柄の変動表示は継続させるため、遊技者が困惑するおそれはない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記第2疑似図柄表示手段による前記第2疑似図柄の変動表示を継続させる場合には、前記第2疑似図柄の変動表示を縮小表示するように構成すると共に、前記第1台1特別遊技実行手段により行われる特別遊技をサポートする情報を表示することで画面を有効利用できる。